

■ パートナーシップ制度の概要

1 パートナーシップ制度とは

パートナーシップ制度とは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に支え合うことを約束した同性のカップルなどを、婚姻に相当する関係と自治体が認めるものです。自治体により制度の名称や要件、提供するサービスなどは異なりますが、岩手県内で制度を導入した一関市並びに盛岡市では、カップルが自分たちの関係を宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを宣誓受領証の交付により公に証明する制度となっています。

なお、法令に基づく異性間の婚姻とは異なり、法律上の効力（相続、税の扶養親族控除等）の対象となるものではありませんが、宣誓した方が受領証等を提示することで、これまでには受けられなかった行政サービスや民間のサービスが受けやすくなるなど、性的少数者の方が日常生活で感じている悩みや生きづらさの軽減を図ろうとするものです。

2 岩手県内のパートナーシップ制度導入状況

岩手県内では、一関市、盛岡市がパートナーシップ制度を導入済です。また、宣誓する方の子・親（養子・養親を含む）についても、家族として併せて受領証に氏名を記載することができる内容で一関市、盛岡市共に導入しています。ただし、宣誓に係る要件は以下のとおり異なります。

	一関市（令和4年12月導入）	盛岡市（令和5年5月導入）
実施根拠	要綱	要綱
対象者	戸籍上の性別に関わらず、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において責任を持って相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した、 <u>双方または一方が性的マイノリティ</u> であるお二人。	互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済面、生活面、精神面などで相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係であること。
要件	以下の要件を全て満たすこと。 ①宣誓日当日において民法第4条に規定する成年（満18歳）に達していること。 ②双方又は一方が、一関市内に住所を有していること、または市内に転入予定であること。 ③配偶者がいないこと。	以下の要件を全て満たすこと。 ①成人（18歳以上）であること。 ②少なくとも一方が市内に居住し住民票があること。（宣誓する日から3カ月以内の市内への転入予定を含む） ③配偶者がいないこと。

<p>④宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップに類する関係（異性間の事実婚を含む。）にないこと。</p> <p>⑤民法第 734 条から第 736 条の規定により婚姻を禁止されている関係（近親者、直系姻族、養親子等）にないこと。</p> <p>⑥過去に、当市においてパートナーシップ宣誓を無効とされたことがないこと。</p> <p>【それぞれの子及び親を含めて宣誓を行う場合は、その子または親が以下の要件を満たしていること】</p> <p>①宣誓する人の双方又は一方と生計が同一であること。</p> <p>②宣誓日当日において満 15 歳以上の子または親については、本人の同意があること。</p>	<p>④他の方とパートナーシップの関係にないこと。</p> <p>⑤民法で定められている近親者でないこと。（ただし、<u>養子縁組によって近親者となった場合を除く。</u>）</p> <p>【ファミリーシップ※の宣誓を行う場合は、以下の要件を満たしていること】</p> <p>①子については、宣誓しようとする者の双方または一方と生計が同一であること。<u>親については、生計同一を問わない。</u></p> <p>②満 15 歳以上である子及び親については、本人の同意があること。</p> <p>※ファミリーシップ制度 パートナーの子や親との、家族としての関係性についても、併せて宣誓することができる制度。</p>
---	---

対象者及び要件については、「いちのせきパートナーシップ宣誓制度利用の手引き」及び「盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度ガイドブック」を参照したもの。

3 制度導入に対する岩手県の考え方

岩手県では、「岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針」を本年 3 月 24 日に制定しており、その中で、県内自治体のパートナーシップ制度を利用した方に、県営住宅への入居及び県立病院での面会手続き・病状説明等を可能とするという、県による支援策が示されています。

4 対象者の要件に係る当市の考え方

現時点では、制度の対象者を「一方又は双方が性的マイノリティである 2 者」と想定しています。

ただし、制度の導入に当たっては、LGBT 理解増進法等の内容のほか、異性間のパートナーシップ宣誓、いわゆる事実婚やファミリーシップ制度について先行自治体への情報収集等を引き続き行います。また、男女共同参画審議会をはじめ、市民の声を広く聴くこととしております。